

令和5・6年度 宇和島市小規模工事等契約希望者登録申請の手引

1. 宇和島市小規模工事等契約希望者登録制度とは

(1) 目的

この登録制度は、宇和島市競争入札参加資格審査申請（いわゆる入札参加資格者登録）をされていない方でも契約の受注・施工を希望する方を登録し、積極的に業者選定の対象とすることにより、市内事業者の受注機会の拡大を図り、もって市内経済の活性化に寄与することを目的とするものです。

(2) 小規模工事等の範囲

小規模工事等の範囲は、宇和島市が発注する小規模な工事や修繕で、その内容が軽易かつ履行の確保が容易なもので、1件の金額が130万円以下のものです。

(3) 登録できる方

宇和島市内に主たる営業所又は住所を置いて事業を営んでいる方であれば、建設業の許可の有無は問いません。

ただし、次のいずれかに該当する方は登録できません。

- ① 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ていない方
- ② 宇和島市建設工事入札参加資格者名簿に登録されている方
- ③ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方
- ④ 宇和島市税等を滞納している方

2. 申請について

(1) 申請方法

別途「提出及び記入要領」に従って申請書を作成し、必要書類等を添えて提出してください。持参または郵送でも構いません。

(2) 受付期間

令和5年4月3日（月）から 随時

執務時間中（土・日・祝日を除く 午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 提出先

宇和島市役所 契約検査室契約係（市役所4階）

(4) 有効期間

登録日から令和7年3月31日まで

3. 登録者の取り扱い

(1) 登録名簿の公表

宇和島市小規模工事等契約希望者登録名簿に登載して庁内に公開し、業者選定の対象となります。

また、契約制度の透明性を図るため、一般にも公開（閲覧）しますので、あらかじめご了承のうえ申請してください。

ただし、登録は、指名や契約を約束するものではありません。

(2) 登録事項に変更があった場合

名簿に登録された後で、登録事項に変更があったときや事業を廃止したときには、登録変更・廃止届を速やかに提出してください。

(3) 登録の取消

名簿に登録された後で、次のいずれかに該当した場合は、登録を取り消します。

- ① 1の(3)に該当するようになった場合
- ② 倒産又は破産した場合
- ③ 受注に関して不正又は不誠実な行為があった場合

4. 発注の方法

原則として、複数の業者との見積合わせにより最低価格の方と契約することになります。

なお、見積合わせに指名されても、都合により辞退されることは自由ですが、その場合は必ず担当課まで連絡（電話可）をお願いいたします。

5. 採用になったら

見積が採用されましたら、宇和島市契約規則に基づき契約を締結していただきます。契約の履行に際しては、同契約規則、その他関係法令に基づき、信義に従って誠実に履行しなければなりません。

契約締結後（発注後）の辞退はできませんのでご注意ください。

6. 請負代金の支払い

完了後の検査に合格した後、請求に基づき支払います。支払い時期は、正当な請求を受けた日から40日以内です。なお、前払い金や部分払金はありません。

【問い合わせ先】

宇和島市曙町1番地 宇和島市総務部契約検査室契約係
電話 24-11111（内線 2474、2406）